

# 新型コロナ感染症患者等における移送・搬送に係る費用等の整理

新型コロナウイルス感染症患者等における移送・搬送等に関して、対応する新型コロナ交付金等は以下の通り。  
なお、感染症予防事業費等負担金のうち都道府県負担分については、地方創生臨時交付金の活用が考えられる。

## ①入院の必要がある新型コロナ患者を自宅等から医療機関に移送。

自宅  
療養

感染症法に基づく都道府県等の業務にあたり、患者移送費として感染症予防事業費等負担金の対象となる。

- 移送を担う者：  
 ○保健所の移送車両  
 ○保健所より委託を受けた  
     ・消防機関の救急車　・民間救急車 等

病院

## ④新型コロナ患者を入院医療機関から宿泊療養施設や自宅へ移送。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業のうち、「新型コロナウイルス感染症対策事業」の対象となる。

- 移送を担う者：  
 ○保健所の移送車両・県や自治体の車両  
 ○保健所より委託を受けた民間救急車 等

宿泊療養  
施設

自宅  
療養

## ②新型コロナ患者を自宅から宿泊療養施設に移送。

自宅  
療養

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業のうち、「新型コロナウイルス感染症対策事業」の対象となる。

- 移送を担う者：  
 ○保健所の移送車両・県や自治体の車両  
 ○保健所より委託を受けた民間救急車 等

宿泊療養  
施設

## ⑤新型コロナ患者の病床確保のため、A病院で入院中の非新型コロナ患者(※)を、別のC病院へ搬送(転院)。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業のうち、「医療搬送体制等確保事業」の対象となる。

A病院

C病院

- 搬送を担う者：○病院が所有する救急車  
 ○民間救急車 等

※ 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者や、  
 新型コロナ感染症とは関係がない他科の患者を含む。

## ③新型コロナ患者をA病院からB病院へ移送(転院)。(※)

感染症法に基づく都道府県等の業務にあたり、患者移送費として感染症予防事業費等負担金の対象となる。

A病院

- 移送を担う者：○保健所の移送車両  
 ○保健所より委託を受けた  
     ・病院が所有する病院救急車  
     ・消防機関の救急車　・民間救急車 等

B病院

## ⑥入院している新型コロナ患者が退院基準を満たし、退院。

自費

病院

自宅

※ 症状悪化の際の転院(いわゆる上り搬送)も、症状軽快の際の転院(いわゆる下り搬送)も同様。